

第6章 目標事業量の設定

子育て支援サービス充実を図るため、目標事業量を以下のとおり設定します。今後、子どもの人数や子どもを取り巻く環境、また財政状況を踏まえつつ目標の達成に努めます。

事業名	概要	単位	前期 目標値	実績	後期 目標値
			平成 21 年度	平成 20 年度	平成 26 年度
病児・病後児保育事業	子どもが病氣中や病氣の回復期において、まだ集団保育を行うことができず、保護者も仕事などの理由により家庭で保育ができないとき、子どもを一時的に預かり保護者に代わって保育する事業。	実施 か所	2	1	2
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と、子育てのお手伝いをしたい人(講習を受けた提供会員)が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織。	実施 か所	検討	1	1
子育て短期支援事業・ショートステイ事業	保護者の病氣や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間(7日間程度)預かり、保護者に代わって児童の養育を行う事業。	実施 か所	2	3	3
一時保育・一時預かり事業	保護者のパート就労、疾病時、育児疲れ解消等の理由で家庭での保育が難しい場合に、保育所において児童を一時的に保育する事業。	実施 か所	4	4	1
地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業。	実施 か所	2	2	2
通常保育事業	保護者が働いていたり、病氣などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育所において保育を行う事業。	定員 人	600	600	600
延長保育事業	保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間(11時間)を超えて保育所で預かってほしい場合に時間を延長して保育を行う事業。	実施 か所	2	2	2
休日保育事業	就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を行う事業。	実施 か所	1	0	1
学童保育事業	両親が共働きであるなどで、昼間、保護者が不在である児童を学校やその他の施設等で放課後一定時間保育を行う事業。	実施 か所	5	5	5

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の進捗管理

本計画は播磨町の子育て支援、少子化対策の基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・福祉・医療・教育・雇用・生活環境等のさまざまな分野にわたっています。

このため、福祉グループが中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

本計画に基づく施策を推進するため、進捗状況を点検・評価する組織を設置し、その組織において、本計画の進捗状況について意見を聞き、評価を行うこととします。

また、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

2．住民や関係機関との連携

(1) 住民参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、住民や企業、関係団体の理解と協力が大切です。まちづくりに住民が参画できる環境づくりを進めるとともに、計画について広報等により住民等の理解を深め、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、住民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、子育て環境づくりに住民参加・参画を推進します。

(2) 地域住民や関係団体との協働による取り組み

子育てを社会全体で支援していくためには、地域住民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てにかかわる関係団体や関係機関、行政などが協働して取り組むことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、家庭・地域をはじめ、町内の子育て支援にかかわる子育てサークルやこども家庭センター、健康福祉事務所、教育機関、警察等の関係機関・団体との連携を深めるとともに、庁内の教育関連施策や都市施策、住宅施策、労働施策等の所管グループとの連絡・調整、情報の共有化を図り、各主体が子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら事業を推進します。

(3) 地域資源の活用と人材の確保と連携

子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、見守ることが重要です。

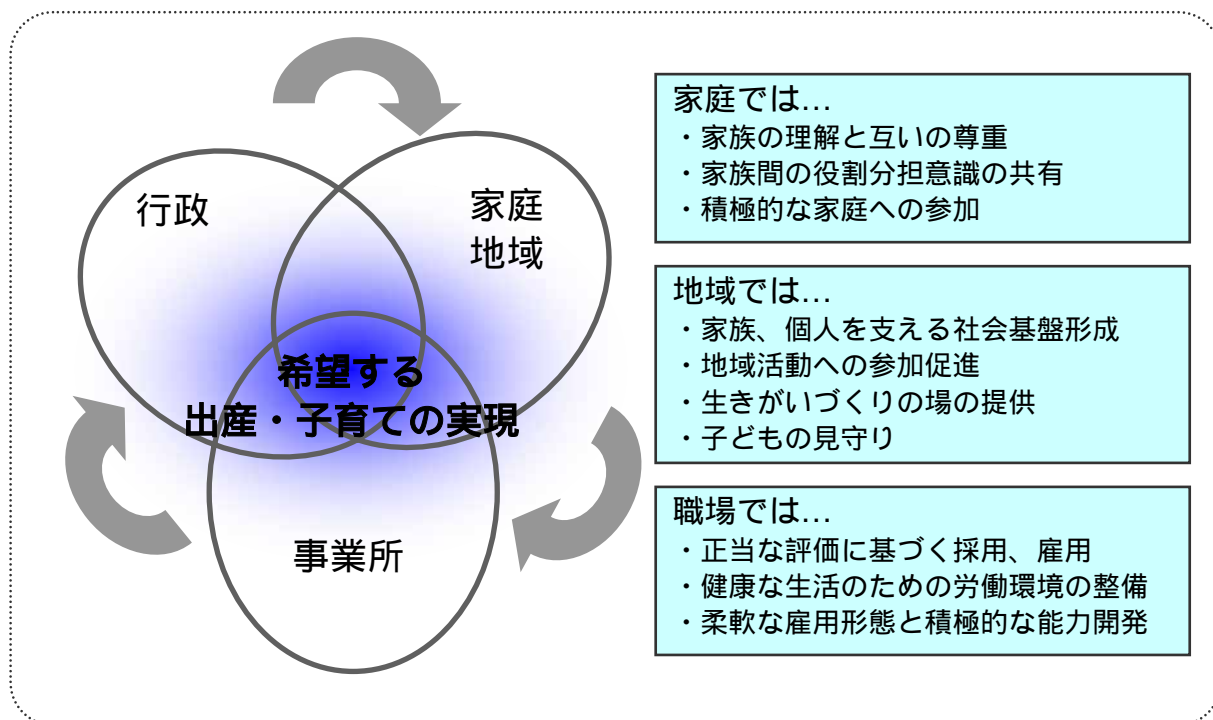
子どもや子育て家庭を取り巻く地域特性を踏まえ、地域にある施設や、協働の取り組みなどの資源を十分に活かしながら、子育て支援を進めます。

住民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員などの子育てにかかわる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

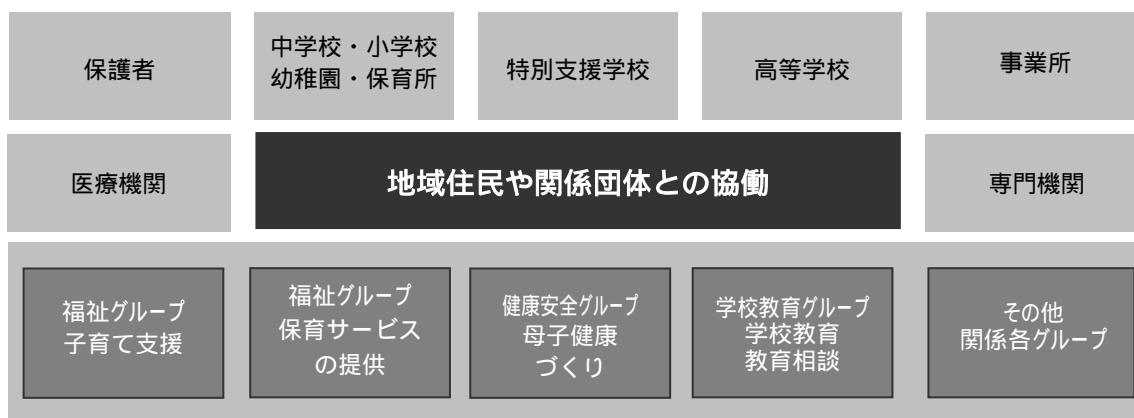
(4) 特定事業主行動計画との連携

播磨町では、本計画のほかに特定事業主として町職員を対象とした行動計画を策定しています。本計画が住民・事業主を含めた地域における次世代育成支援の取り組み方針を定めたものであるのに対し、特定事業主行動計画は播磨町がモデルとして率先して取り組むべき事項を定めたものです。したがって、両計画が車の両輪のごとく効果的に連携することで次世代育成支援に向けた各種施策を推進していくことにつながります。

関係機関の連携イメージ



子育てを取り巻く状況をしっかりと把握することで体制づくりに活かす
 地域の資源や人材をつなぎ、協働のネットワークづくりに取り組む
 より効果的な事業の実施に活かす



資料編

1. 播磨町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

播磨町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱
平成18年2月1日要綱第3号
(設置)

第1条 町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき、播磨町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第2条 協議会は、次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定し、これに基づく措置の実施に当たりその進捗状況の調査及び評価を実施するとともに、計画推進における課題の抽出並びに推進方策の検討を行う。

2 前項に規定するもののほか、次世代育成支援対策の推進に必要な事項を行う。
(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 母子保健関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 保護者団体の代表
- (6) 企業関係者
- (7) その他町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
(意見の聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉グループにおいて処理する。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(播磨町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 播磨町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱(平成16年要綱第30号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 . 播磨町次世代育成支援対策地域協議会委員

(敬称略、順不同)

	分 野	所 属 ・ 氏 名	
1	学識経験者	兵庫大学生涯福祉学部准教授	高橋 千代
2	母子保健関係者	加古川市加古郡医師会 小児科医	黒田 英造
3	子育て支援活動 関係者	主任児童委員	大北 智子
4	”	播磨町自治会連合会副会長	川西 詔夫
5	”	播磨町社会福祉協議会会長	神吉 恵
6	企業関係者	播磨町勤労者福祉対策協議会会長	後藤 聖治
7	”	播磨町商工会 理事 (木下運送株式会社代表取締役社長)	村津 英志
8	保護者団体の代表	前播磨町連合PTA協議会会長	吉野 雅文
9	”	学童保育連絡協議会 役員	早野 智夫
10	”	北部子育て支援センター サークル「ポップコーン」代表	原 真理
11	教育関係者	播磨西幼稚園 園長	小西 真由美
12	”	蓮池小学校 校長	林 裕秀
13	”	播磨中学校 校長	田中 博昭
14	福祉関係者	蓮池保育園 園長	林谷 文子
15	”	子育て支援センターリーダー	竹内 智佐代
16	行政関係者	教育委員会学校教育グループ統括	高見 嘉彦
17	”	健康安全グループ統括	上田 秀信
18	”	福祉グループ統括	澤田 実

印は委員長、 印は副委員長

3 . 策定経過

	日 時	内 容
平成 20 年 度	11月28日～ 12月15日 (12月25日)	播磨町子育てに関するアンケート調査の実施 対象者：就学前児童、小学校児童、中学生及び高校生、19～35歳 (中学生及び高校生の調査期間は12月25日まで)
	2月23日～ 2月26日	グループインタビューの実施 対象者：子育てサークル・リーダー、子育て支援団体等、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援センター
平成 21 年 度	7月30日	第1回次世代育成支援対策地域協議会 ・後期計画策定スケジュール ・「播磨町子育てに関するアンケート調査」結果報告
	9月10日	第2回次世代育成支援対策地域協議会 ・次世代育成支援行動計画の主要施策の進捗について ・後期行動計画策定に関する課題抽出について
	1月21日	第3回次世代育成支援対策地域協議会 ・次世代育成支援行動計画(素案)について
	2月2日～ 2月18日	パブリックコメントの実施
	3月1日	第4回次世代育成支援対策地域協議会 ・次世代育成支援行動計画(案)について

4 . 用語解説

【英字】

CAP学習(p.55)

Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止)の略。子どもたちが、自己的人権について理解し、いじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分の心と身体を守るためのロールプレイ方式の学習方法。

NPO(p.40)

NPO (Non-Profit Organization) は、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人を指すが、単に「NPO」という場合には法人格の有無は関係しない。

【あ】

育児休業(p.48)

労働者は、対象となる子どもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たしたなかで、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限(小学校就学前の子どもの養育を行う場合)の制度、勤務時間の短縮など(3歳未満の子どもの養育を行う場合)の措置がある。

【か】

合計特殊出生率(p.2)

合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 ÷ 年齢別女子人口) の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

【さ】

児童虐待(p.2)

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務付けられている。

食育(p.34)

現在をいきいきと過ごし、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進める取り組み。

総合型地域スポーツクラブ(p.52)

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

【た】

待機児童(p.1)

保育所入所申し込みが町に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない子どもを示す。ただし、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず待機している場合は除く。

男女共同参画(p.42)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

特別支援学校(p.46)

障がいのある子どもなどが幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けるとともに、学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能の習得を目的とした学校。

特別支援教育(p.46)

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含めて、障がいのある児童・生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

ドメスティック・バイオレンス(DV)(p.22)

夫や恋人など親密な関係にある男性から女性への暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、心理的、性的、経済的暴力や社会的行動の制限のすべてを含む。直接的に暴力を受ける女性だけでなく、子どもにも深刻な影響を及ぼすとも言われている。

【な】

ノーマライゼーション(p.46)

障がいのある人も高齢者も子どももすべての人が特別視されることなく、同じように社会の一員として、あたり前の個人として、社会生活に参加し、行動することができ、また日常の生活においては、障がいのある人たちのいろいろな欲求が障がいを持たない人と同様に、ごく自然に満たされていくことが当然であるという考え方。

【は】

バリアフリー(p.15)

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

ひきこもり(p.39)

さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。

ファミリーフレンドリー企業(p.48)

仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のこと。

フレックスタイム制(p.49)

労働者自身が一定の時間帯のなかで、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。実施するには、労使間で協定を結び、就労規則に明記する必要がある。

【や】

ユニバーサルデザイン(p.54)

障がいの有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、誰もが使いやすく、また、気持ちよく使えるようにあらかじめ計画する考え方。

【ら】

労働力率(p.10)

15歳以上の人口に対する労働力人口（就業者と完全失業者をあわせた人口）の割合。

【わ】

ワーク・ライフ・バランス(p.1)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

播磨町次世代育成支援対策推進行動計画【後期計画】

播磨町 福祉グループ

発行年月：平成 22 年 3 月

〒675 - 0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 - 30

TEL：079 - 435 - 0355（代表）

FAX：079 - 435 - 0831

HP アドレス：<http://www.town.harima.lg.jp>